

とちぎ広域消防事務組合運営に関する規則

〔平成27年5月1日〕
規則第1号

改正 平成28年規則第1号、平成29年規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 組合の財務、勤務時間、その他必要な事項については、帯広市の次の規則等を準用する。

- (1) 帯広市公用文規程（昭和57年帯広市訓令第3号）
- (2) 帯広市報酬及び費用弁償条例施行規則（昭和40年帯広市規則第17号）
- (3) 帯広市職員の勤務時間等に関する条例施行規則（昭和44年帯広市規則第12号）
- (4) 職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成8年帯広市規則第13号）
- (5) 帯広市職員等賞慰金支給条例施行規則（昭和63年帯広市規則第28号）
- (6) 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例施行規則（昭和23年帯広市規則第10号）
- (7) 帯広市公有財産規則（昭和55年帯広市規則第21号）
- (8) 帯広市税外公法上の収入条例施行規則（昭和45年帯広市規則第28号）

2 前項に定めるもののほか、必要な事項については、帯広市の諸規定を準用する。

附 則（平成27年5月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(給与等に関する特例)

2 改正後のとちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（以下「改正後の運営条例」という。）附則第13項の規定により帯広市の給与に関する事項が規定されている条例の規定を準用する職員のうち、消防吏員として新たに職員となった者の号俸は、帯広市職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年帯広市規則第35号）第10条から第17条までの規定により算出された号俸の号数に1を加えて得た数を号数とする号俸とする。

3 改正後の運営条例附則第13項の規定により準用する給与に関する事項が規定されている条例の規定に基づき支給する管理職手当に関する職の範囲及び額は、次のとおりとする。

| 所属市町村 | 職 | 額 |
|-------|------------------------------------|------------------------|
| 音更町 | 消防署長、課長、指令長 | 町長部局の2種に属する職に準ずる額 |
| | 課長補佐 | 町長部局の3種に属する職に準ずる額 |
| 士幌町 | 消防署長 | 町長部局の課長に準ずる額 |
| | 主幹 | 町長部局の主幹に準ずる額 |
| 上士幌町 | 消防署長 | 課長相当職に準ずる額 |
| | 主幹 | 主幹相当職に準ずる額 |
| 鹿追町 | 消防署長 | 町長部局の各課の課長に準ずる額 |
| | 主幹 | 町長部局の各課の課長補佐に準ずる額 |
| 新得町 | 消防署長 | 町長部局の課長の職にある者に準ずる額 |
| | 主幹 | 町長部局の課長補佐の職のある者に準ずる額 |
| | 分遣所長 | 町長部局の課長補佐の職にある支所長に準ずる額 |
| 清水町 | 消防署長、副署長 | 課長相当職に準ずる額 |
| | 主幹、分遣所長、課長補佐（とちち広域消防局に勤務する職員に限る。） | 課長補佐相当職に準ずる額 |
| 芽室町 | 消防署長、課長 | 課長職に準ずる額 |
| | 課長補佐 | 課長補佐職に準ずる額 |
| 中札内村 | 消防署長 | 村長部局の課長等の職に準ずる額 |
| | 副署長、主幹 | 村長部局の課長補佐等の職の職に準ずる額 |
| 更別村 | 消防署長 | 村長部局の課長等の職に準ずる額 |
| | 副署長、主幹 | 村長部局の課長補佐等の職の職に準ずる額 |
| 大樹町 | 消防署長 | 課長に準ずる額 |
| | 副署長、主幹 | 主幹に準ずる額 |
| 広尾町 | 消防署長 | 2種に属する職に準ずる額 |
| | 副署長、主幹 | 3種に属する職に準ずる額 |
| 幕別町 | 消防署長、副署長、課長（とちち広域消防局に勤務する職員に限る。） | 町長部局の2種に属する職に準ずる額 |
| | 課長（幕別消防署に勤務する職員に限る。）、支署長、課長補佐、副支署長 | 町長部局の3種に属する職に準ずる額 |
| 池田町 | 消防署長 | 町長部局の1種に属する職に準ずる額 |
| | 副署長、課長 | 町長部局の2種に属する職に準ずる額 |
| 豊頃町 | 消防署長 | 課長職等に準ずる額 |
| | 副署長、課長、課長補佐 | 課長補佐職等に準ずる額 |
| 本別町 | 消防署長 | 町長部局の課長に準ずる額 |
| | 課長、課長補佐（とちち広域消防局に勤務する職員に限る。） | 町長部局の課長補佐に準ずる額 |
| 足寄町 | 消防署長 | 各課の課長に準ずる額 |
| | 課長 | 各課の室長に準ずる額 |
| 陸別町 | 消防署長 | 町長部局の課長に準ずる額 |
| | 課長 | 町長部局の主幹に準ずる額 |
| 浦幌町 | 消防署長 | 課長の職に準ずる額 |
| | 副署長 | 参事の職に準ずる額 |
| | 課長、課長補佐、副指令長（とちち広域消防局に勤務する職員に限る。） | 課長補佐の職に準ずる額 |

4 改正後の運営条例附則第13項第3号に規定する組合長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 住宅資金の貸付金及び償還緩和措置に関する事項

(2) 自家用自動車の公務使用及び任意保険料の補助に関する事項

(その他の経過措置)

5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置については、施行日の前日までの帯広市、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び池北三町行政事務組合の相当する諸規定の例による。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。